

第三十七回国会 衆議院 国土総合開発特別委員会議録 第二号

昭和三十五年十二月十六日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

- 委員長 辻 寛一君
- 理事 遠藤 三郎君 理事 松澤 雄藏君
- 理事 足鹿 覺君 理事 石山 權作君
- 理事 片島 港君

- 神田 博君 櫻内 義雄君
- 竹下 登君 徳安 實藏君
- 床次 徳二君 橋本 龍伍君
- 村上 勇君 渡邊 良夫君
- 淡谷 悠藏君 中村 英男君
- 芳賀 貢君 前田榮之助君
- 三鍋 義三君 内海 清君

- 出席政府委員 江藤 智君
- 経済企画政務次官
- 委員外の出席者 議員 遠藤 三郎君
- 議員 田中 角榮君
- 議員 曾田 忠君

- 総理事務官 曾田 忠君
- （経済企画庁総合開発局長）
- 総理事務官 南 部 哲也君
- （経済企画庁総合開発局参事官）
- 総理事務官 玉置 康雄君
- （経済企画庁総合開発局総合開発課長）

十二月十五日
委員大石武一君及び寺島隆太郎君辞任につき、その補欠として神田博君及び村上勇君が議長の指名で委員に選任された。
同月十六日

委員金子一平君、島村一郎君、永山忠則君、淡谷悠藏君及び芳賀貢君辞任につきその補欠として竹下登君、橋本龍伍君、徳安實藏君、前田榮之助君及び中村英男君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員竹下登君、徳安實藏君及び橋本龍伍君辞任につき、その補欠として金子一平君、永山忠則君及び島村一郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
中国地方開発促進法案（遠藤三郎君外四十二名提出、衆法第一号）
北陸地方開発促進法案（田中角榮君外二十二名提出、衆法第二号）

○辻委員長 これより会議を開きます。
この際、経済企画政務次官より、ごあいさついたしましたの申し出がありますので、これを許します。江藤経済企画政務次官。

○江藤政府委員 ただいま委員長より御紹介にあずかりました参議院議員の江藤智でございます。

このたびはからずも経済企画政務次官を拜命いたしました。今後、国土開発の問題につきましては、何かと当委員会の諸先生方の御指導にあずかり、また御支援にあずかりなければならぬと存じております。今後ともよろしく

くお願いを申し上げます。（拍手）
○辻委員長 なお、総合開発局長曾田忠君を御紹介いたしておきます。
○曾田説明員 ただいま御紹介にあずかりました総合開発局長の曾田でございます。

実は去る十月三十一日の異動によりまして、建設省から企画庁に出向いたしましたので、この職を拜命したのであります。まことに未熟な者でございますが、皆様方の御指導を心からお願ひ申し上げます。（拍手）

○辻委員長 去る十四日日本委員会に付託になりました、遠藤三郎君外四十二名提出の中国地方開発促進法案及び田中角榮君外二十二名提出の北陸地方開発促進法案を一括して議題といたします。

中国地方開発促進法案
中国地方開発促進法
（この法律の趣旨）
第一条 この法律は、中国地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）
第二条 この法律において「中国地方」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいう。

（中国地方開発促進計画）
第三条 内閣総理大臣は、中国地方開発促進法の審議を経て、中国地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2 開発促進計画は、中国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。
（中国地方開発促進法の設置）
第四条 総理府に、中国地方開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）
第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。
一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項
二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項
三 前各号に掲げるもののほか、中国地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があるとする場合において、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
（審議会の組織）

第六条 審議会は、委員三十二人以上で組織する。
2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。
一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人
二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人
三 関係行政機関の職員 十人以上
四 関係県の知事 五人
五 関係市長を代表する者 一人
六 関係町村長を代表する者 一人
七 開発促進計画に関し学識経験のある者 七人以上

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。
5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。
6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
8 委員及び専門委員は、非常勤と

する。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たって、こその事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、政令で定める日から施行する。

(開発促進計画作成の場合の特別措置)
2 前項ただし書に規定する政令

は、開発促進計画が九州地方開発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と九州地方開発促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

(国の負担又は補助の割合についての特別措置)
3 開発促進計画が作成された場合において、中国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)
4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中四国地方開発審議会の項の次に次のように加える。

中国地方開発審議会	中国地方
定により	

開発促進法(昭和三十五年法律第三号)の規

5 国土総合開発法の一部改正
第二十五号)の一部を次のように改正する。

開発促進計画又は中国地方開発促進計画に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)
6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四号の五 中国地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

7 九州地方開発促進法(昭和三十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「鹿兒島県及び山口県」を「及び鹿兒島県」に改める。

第六条第一項中「三十七人」を「三十六人」に、同条第二項第四号中「八人」を「七人」に改める。

理由
中国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、中国地方開発審議会を設置し、中国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約五十万円の見込みである。

北陸地方開発促進法案
北陸地方開発促進法
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、北陸地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「北陸地方」とは、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。

第三条 内閣総理大臣は、北陸地方開発審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、北陸地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができ

(北陸地方開発審議会の設置)
第四条 総理府に、北陸地方開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(審議会の所掌事務)
第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、北陸地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があるとき認める場合において、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員二十八人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員 十人以上

四 関係県の知事 三人

五 関係市長を代表する者 一人

六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に関し学識経験のある者 五人以内

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長

に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)
第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)
第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調査)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)
第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算する。

(国の負担又は補助の割合についての特別措置)
2 開発促進計画が作成された場合において、北陸地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中国地方開発審議会の項の次に次のように加える。

北陸地方開発審議会
北陸地方その権限

開発促進法(昭和三十五年法律第八号)の規定により

(国土総合開発法の一部改正)
4 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は中国地方開発促進計画」を「中国地方開発促進計画又は北陸地方開発促進計画」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)
5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の五の次に次の一号を加える。

十五の六 北陸地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号の次に次のように加える。

ウ 北陸地方開発促進法(昭和三十三年法律第三号)第九条に次の一号を加える。

十一 北陸地方の開発の促進に関すること。

理由

北陸地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、北陸地方開発審議会を設置し、北陸地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、約五十万円の見込みである。

○辻委員長 まず、提出者より提案理由の説明を順次聴取いたします。遠藤三郎君。

○遠藤議員 たいま上程せられました中国地方開発促進法案について、私は自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、その提案の理由を御説明申し上げます。

中国地方の開発促進につきまして、去る三月、三十四国会におきまして、中国地方開発促進に関する決議が満場一致可決されたのでありますが、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、本地方の経済、民生その他の地域的後進性を打破するため、この際、画期的施策を講ずることが強く要望せられているところであります。

特に政府がさきに策定いたしました経済成長政策を達成いたしましたためには、地域的格差の除去、産業、人口の適正配置をはかり得ることが、当面の課題であり、この問題の解決こそが、わが国経済の安定的伸長発展をもたらすゆえんであることは言うまでもありません。

今ここに、本地方の内包する問題点について二、三の例証を試みますならば、本地方は、一部臨海地域を除き、総じて第一次産業の占むる比重がきわめて大きく、従って、住民の所得は、全国水準をはるかに下回り、地場資本の蓄積に乏しく、各県財政の実情について見ましても、総予算に占むる自主財源の比率は、わずかに二五%、全国

平均三三%に對比して、実に八%の低位を示しているのであります。

本地方は、その中央部に中国山脈が縦走しているため、本来、同一経済圏として、共同体的発展を遂ぐべき陰、陽両地域が、相互の連絡交通の円滑を欠き、本地方の総合的開発に決定的阻害要因をなしているのであります。

また、本地方は、その大部分が、特殊土壤、急傾斜、積雪寒冷、湿田單作地帯等におおわれ、もともと国土総合開発法において、それぞれ特別の地域指定を受けながら、その対策事業が従来きわめて微温的であつたため、今なお旧態依然たる低位生産性を脱却し得ない実情にあります。特に、山陰、山陽中北部一帯は、未開の山間僻地として取り残され、また、内海には、全国屈指の数多い島嶼をかかえまして、開発の立ちおくれは最も著しいものがあります。

しかるに、他面、本地方は、阪神・北九州の二大工業地帯の間に介在したしまして、三面に海をめぐらし、臨海工業地帯の造成適地はもとより、産業立地上幾多の好条件に恵まれており、また、近代工業の必須的原動力たる水、電力、労働力等の資源をきわめて豊富に内蔵いたしておりますので、これらの立地条件の優位を活用するとともに、陰、陽両地域にわたつて、経済基礎の総合一体的培養整備をはかりましたならば、開発効果は、瞭然として、期して待つべきものがあると確信するものであります。

時あたかも、政府は、経済成長政策の強力な実施推進を期し、公共投資の増大とともに、国土の総合的開発に特

段の施策を講ずんとしているところでありますが、本地方の開発については、如上のごとき実情にかんがみ、特にこの際、特別の立法措置を行ない、開発事業の画期的推進をはかることが、きわめて緊要であると思つております。

以上が本法律案を提出する理由であります。

次に、法案の要旨について御説明いたします。

第一は、内閣総理大臣が、中国地方開発促進計画の作成を行なうことについて規定したものでありまして、総理、後述する中国地方開発審議会の議を経て、これを行なうこととしたしております。

第二は、中国地方開発審議会の設置とこれに伴う所掌事務、組織その他必要な事項について、規定いたしました。

なお、特定の重要事項を審議検討するための部会の設置、その他審議会の具体的運用については、政令をもつてこれを定めることとしたしております。

第三は、開発促進計画に基づく事業の実施に関する規定であります。開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従つて、国、地方公共団体その他のものが実施するものとす。それぞれその事業の総合かつ効率的な実施推進を期するため、経済企画庁長官が、毎年度、事業計画及び資金計画の調整を行なうこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施を促進するための財政上の措置に關してであ

りますが、政府は開発促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ財政の許す範囲において、その実施の促進に努めなければならぬと規定いたしております。

なお、これについては、一般会計予算の増額を期するほか、地方産業育成のための財政資金の確保についても、特段の考慮が払われるべきものと存じます。

また、開発促進計画に基づく事業の実施促進に伴う、地方財政再建促進特別措置法との関係については、財政再建団体及び財政再建法適用団体である県が、開発促進計画に基づく事業を円滑に実施できるように、自治大臣が、財政再建計画の変更の承認にあつて、特別の配慮を行なわねばならないと規定いたしております。

なお、本法附則において、本法と九州地方開発促進法との双方に包含せられていた山口県の取り扱いについて、特に規定いたしました。すなわち、本法の施行に伴い、開発計画が実施の段階に入り、かつまた、事業が円滑に推進せられる時期において、政令の定めるところにより、山口県を九州地方より切り離し、本地方開発促進計画に一元化することとしたのであります。

次は、これらの事業の実施にあつての国の特別の助成措置についてであります。本地方の開発促進計画が作成された場合、重要事業に対する国の負担率、補助率の割合について、所要の改正を行なうこととしたのであります。附則第三項にその規定を設けたのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに

御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○辻委員 次に、田中角榮君。

○田中(角)議員 ただいま上程せられました北陸地方開発促進法案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、その提案の理由を御説明申し上げます。

北陸地方の開発促進につきましまして、去る三十四国会において、北陸地方開発促進に関する決議が満場一致をもって可決されたのであります。この決議の趣旨等からも明らかでありますように、この地方は経済、産業、民生すべての面において、太平洋沿岸諸地域に比し、著しい立ちおくれを余儀なくせられ、いわゆる裏日本の宿命のもとに置かれていたのであります。

これを全国的な水準に引き上げ、当面の緊急課題たる地域的格差を除去するために、特段の施策を必要とする幾多の問題をかかえているのであります。

すなわち、本地方は、本土中央部を縦断する山脈のため太平洋側との連絡交通が妨げられ、かつ積雪、寒冷等の自然的悪条件に災いせられて、産業はふるわず、財政、経済力はきわめて弱体であります。たとえ昭和三十四年度の基準財政需要に対する収入の比率について見ても、わずかに三三・九%にすぎず、全国平均に遠く及ばない状態でありまして、この一事をもつてしても、本地方の低位後進性は顕著であり、このままに推移いたしますならば、地域間の格差はますます増大し、経済成長政策に逆行する結果をもたらすことはおのずから明らかであります。

他方、本地方は、農林水産、観光資源はもとより、電力、用水、労働力等に豊富な資源に恵まれ、かつ日本海を中心とする対岸貿易の拠点的作用をにない、さらに、京浜、中京及び阪神の三大商工業地帯と密接につながる等、特殊の立地条件のもとに置かれ、今後、外に向かつては対岸貿易の促進、内に向かつては背後地との交通連絡網の整備拡充、産業立地計画の促進をはかる等、施策のよろしきを得るに於いては、ひとり本地方のみならず、広くわが国経済の発展、民生の向上に寄与するところきわめて大なるものがあると信するのであります。

このような特殊事情のもとにおいて、本地方の総合開発を促進するためには、準拠すべき基本法の制定がぜひとも必要であると存する次第であります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、法律案の要旨について簡単に御説明申し上げます。

第一は、内閣総理大臣が、北陸地方開発審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画を作成することを規定いたしておるわけであります。

第二、北陸地方開発審議会に關し、その設置、所掌事務、組織その他必要な事項についての規定であります。部会の設置その他審議会の具体的運用については政令をもつて定めることとしたのであります。

第三は、開発促進計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従つて、国、地方公共団体その他のものが実施するも

のとし、経済企画庁長官が、毎年度事業計画及び資金計画の調整を行なうこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施について、政府は必要な資金の確保をはかり、かつ財政の許す範囲内において、その実施の促進に努めなければならぬことを規定いたしましたのであります。なお、これについては、一般会計予算の増額を期するほか、地方産業育成のための財政資金の確保についても、特段の考慮を払わなければならないことを待たないところであります。

さらにまた、本法の附則において、開発促進計画が作成された場合には、開発促進計画に基づく事業のうち、重要なものに要する経費にかかる国の負担または補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めることといたしました。

なお、この法律の制定に伴い、必要な関係法律の一部改正を行なうことを規定いたしております。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○辻委員 以上で両案について提案理由の説明は終わりました。

○辻委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告があります。これを許します。足鹿登君。

○足鹿委員 簡単に政府当局に、この際、二、三お尋ねを申し上げておきたいと思ひます。

この両法案とも三党の共同提案でありまして、その趣旨については何ら異存を持つものではございませんが、近くこれが成立、実施の時は、その運営は審議会等の審議結果にもよることではございますが、政府の責任において、法律の施行、運営が行なわれますのでこの際、これに関連をしてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

この種の立法のうち、北海道、東北の場合は、いわゆる開発三法といわれ、お尋ねの三つによつて運営されておるのであります。九州地方の開発法以来、四国、また今回成立せんとしております。両地区について見まして、促進法一本立という形になってきておるのであります。従いまして、北海道、東北等においてすでに実施を見たりしております。あるいは公庫法の事業内容に、ある程度四散する運営が必要となつてくるのであります。それを抜きにいたしましたのでは、法の効果も十分期待できない点が出てくると思ひますので、そういう趣旨から、二、三政府の御所信をお伺ひしておきたい。

まず最初に、三十六年度の予算は、この両法の成立を前提として編成されなければ、この法律の効果を早期に期待することができないと思ひます。また、さような心がまえによつて編成を進めておられるかどうか、この点を最初に伺ひたいと思ひます。

○曾田説明員 お答えいたします。この両法案が成立いたします場合に、お尋ねの、すでに三十六年度から、相当大幅な事業の促進というものが当

然考えられなければならないというように考へておりますが、この前の国会におきまして、すなわち、四国の特別法案の成立の過程におきまして、中国、北陸の促進法につきましても、早急に計画を樹立すべきではないかという御決意の次第もございましたので、われわれもいたしましては、三十六年度の予算におきましても、この両地区につきましても、今までより以上の促進をはかりたいというように考へております。

○足鹿委員 そうしますと、これは各党でこの法案を相談をし、今日に至ります経過から見まして、いろいろ当面の重点実施事項というものを政府にも提出をし、われわれもその点については検討をしておるのであります。すべてを一時にというわけには相なりませぬ。つまり、重点中の重点とも申すべきものについてはどのようにお考へになっておりますか。たとえば中国開発法の場合におきましては、非常に今日までおくれれております。縦貫自動車道路の調査費の問題とか、あるいは九州、四国もともに見送つておると申しますか、実現を見なかつた公庫法の問題であります。それにかわるべき開銀の特別ワクを設置いたしまして、この開発促進法に基づく開発に必要な融資の問題にいたるために、特別ワクを設置するというような経過が従来もあつたのであります。四国においては二十億ですか、九州が五十億というふうになつておられるか、九十九億というふうになつておられるか、本年度じゅうにそれの特別ワクを設置してもらいたいという非常な熱意を持っておられるか、お尋ねしますが、本年はもちろん年度も

もう迫つておりますので、来年度に大きな期待をかけておられることも御存じの通りであります。この点、開銀の特別ワク等の問題についていかように当局としては考へておられるか、その概要なり御所信をこの際明らかにしておいていただきたいと思います。御次第であります。

○曾田説明員 ただいま御質問の開発銀行の融資の問題でございますが、これは先生も御存じかと思ひます。けれども、昨年九州開発の関連におきましても、三十五億の開発銀行の地方開発のワクを作つたのでございます。今年も四国の関係もございまして、そのワクを七十億にふやしておるのであります。三十六年度におきましては、われわれもいたしましては、ただいま九州あるいは北陸を含めまして、現在のところ、約二百億程度の予算のワクを財政当局に要求しておるのであります。

○足鹿委員 その大体内ワクの区別はお考へになっておりますか。

○曾田説明員 現在のところ、各地区別に幾らというものは、実は現在の段階におきましては考へておりません。が、この数字が固まるにつれまして、各地区別にどういふふうに分けておられるかというところを検討したいと思ひます。

○足鹿委員 あまり深くは申し上げませんが、既設の地域に劣らないような十分なる配慮を、この際強く要請しておきたいと思ひます。

次に、国土開発法に基づく特定地域との調整の問題についてであります。が、御存じのように、企画庁の委託調査費といひ、また、特定地域との調整

費の計上の問題についても、これは促進計画が実現を見ていく場合においては、当然その調査なり調整は必要となつてくるわけでございます。これが当面一番必要な事項になるかと存じます。中国地方におきましても四つの特定地域を持つております。たとえば茨城とか、錦川とか、大山、出雲、あるいは北九州というふうになつておられます。事業計画を進めていく場合には、当然これらの調整を行ない、そして総合的にその目的を達成する必要があります。その点について伝え聞かるところによりまして、従来七億五千万が二十億程度を当局において検討中であるやに聞いておりますが、従来事例から申し上げますと、先進開発地域と申し上げますか、既設の地域にその大部分を割り当てるといったような事態もあつて、われわれは既設の地域を削つて新しい地域を持つてくるというふうなことは、毛頭考へておりません。当然新しく法律が実施になります以上は、新しい地域の分を増額して、総ワクをふやして、すでに実施した地域との摩擦なくして、必要額を計上していかないとはいへないと思ひます。もちろん御所信のことにはいかぬのではないかと考へておられるのであります。もちろん御所信はないと思ひますが、その点についての委託調査費の問題と、国土開発法に基づく特定地域との調査費の問題について御見解をこの際明らかにしておいていただきたいと思います。

○曾田説明員 お答えいたします。いろいろな事業をやります場合に、お尋ねの、率直に申し上げますと、基礎調査というものが、非常に各事業ともおこなつておられるような事情でござい

して、われわれといたしまして、この調査につきましては、あらゆる事業につきまして相当大幅な措置を考へるべきじゃないかというふうに考へております。また、各事業間のいろいろな調整の問題がございまして、これにつきましても、たゞいま先生がお話しのよ様に、三十五年におきましては七億円の予算がございましたが、これを現在二十億程度増額してございます。これらにつきましても、各地域のそれぞれの特殊事情に応じまして、重点的に予算の配分をして参りたいというふうに考へておりますので、よろしくお願ひいたします。

○足鹿委員 調整費の点については、巷間伝え聞るところによりますと、二十億程度というふうに聞いておられます。さうであるならば、

○會田説明員 われわれといたしましては、財政当局に要求中の予算の額は二十億でございます。

○足鹿委員 それから、先ほど開銀の夕の問題について申し上げましたが、この際、従来の四国の場合とか九州の場合のおもなる融資先を資料としてでもけっこうでありますから、後刻委員全員に御配付を願ひたいと思ひます。

○會田説明員 承知いたしました。○足鹿委員 それでは最後に、政務次官に申し上げます。大体大臣に御言明を願ひたいと思ひます。大體大臣に御言明を願ひたいと思ひます。大體大臣に御言明を願ひたいと思ひます。大體大臣に御言明を願ひたいと思ひます。

きておると思つてございます。その点について大臣としましてどういうふうに対処されようとしておりますか、その点をこの際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

をもつて特定地域のみの利益を擁護しようというような考へ方は手頭ないのであります。その後進地域といひ、あるいは未開発地域といひ、これらの問題を通ずる国土総合開発法が、真に国民の期待に沿うような、また後進地域や未開発地域の住民の期待に即応するような運営がされてこそ、初めて納得ができるのであります。そういう点につきましても強力な施策を特に講じていただきまして、すみやかに後進地域の地方住民の熱願にこたえられるよう措置されることを強く御要望申し上げます。

○辻委員 ほかにも質疑はありませんか。――質疑がなければ両案に対する質疑は終了いたしました。

この際、国会法第五十七条の三つの規定により、両案に対する政府の意見を聴取いたします。江藤経済企画政務次官。

○江藤政務委員 たゞいま御審議になつております中国地方開発促進法案並びに北陸地方開発促進法案につきましては、政府といたしましては、先ほど申し述べましたように、地域開発の促進は国土総合開発法によります。国土総合開発の一環といたしまして取り扱ひたい、こういう希望を持つておるの

でございますけれども、諸般のいきさつにかんがみまして、両法案につきましては別に異存はございません。

○辻委員長 これより中国地方開発促進法案を討論に付します。討論の通告がであります。これを許します。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私はたゞいま上程になつておる中国地方開発促進法案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたしまして、賛成の討論をいたしたいと思ひるのであります。

本法案は、地方国民が年来要望いたしておる重大な案件でございます。本日ここに委員会に上程され、この法案の成立を見ようとする。これはたゞ単にこうした道が開けたということでは、まことにわれわれの慶賀にたえないところであります。しかしながら、これはたゞ単にこうした道が開けたということでは、まことにわれわれの慶賀にたえないところであります。しかしながら、これはたゞ単にこうした道が開けたということでは、まことにわれわれの慶賀にたえないところであります。

おいて、山国といわれておるスイスのことと同じにいたしまして、日本に比較いたしますと、山の状態は大體似たり寄つたりにもかかわらず、国土の開発は日本の二倍以上をこえておる。開発が行なわれておる事情を見ますと、やはり国の施策がそこに及ばなければならぬといふことにならぬと思ひます。ことに池田内閣が、経済成長率を十一年のうちに倍にする等の問題から、農村人口の調整の問題等まで国民の中に大きく取り上げられたことは、全く日本の国土の開発等が、その底に流れた重大な案件であることにならぬと思ひます。

そういふ点において、全国的に国土総合開発をやらなければならぬといふ点に、特に政府は留意を払つてきた。だいたいと同時に、その根幹になるべきものとしたしましては、先年の衆議院における国土開発促進自動車道、これは単に道路のみならず、いかにして国土を開発するかという意味を含めた問題でありますけれども、これらも、その後における発展というものはほとんど見えておらないという程度である。と思つております。中国地方においても、この縦貫自動車道の実施を見まして、それにいわゆる肋骨道路ともいふべきものの設置を十分に行なうことになり得ますならば、今問題になつておる低開墾地域の問題等は、おのずから解決のつく問題であります。ことに山陰、山陽の経済の格差等は、直ちに本案の重要な問題でありますけれども、山陰地方における経済の立地条件、これらは全く見捨てられておる状態でございます。これらの問題を解

決つて大きな問題といたしましては、やはり縦貫自動車道法における肋骨道路というふうなものから、山陰、山陽の経済の直結を行なう、こういう点を大きく取り上げなければならぬ問題であると思つております。

なお、地方の特殊性に基づく問題といたしましては、世界にほとんど類例のない風光明媚な自然を持つてゐる瀬戸内海の開発をいかにすべきかということが、重要な問題ではないかと思つております。これにつきましては、たとえば中国と四国との連絡については、宇野—高松間もございまして、あるいはまた国鉄で計画いたしてありますところの、淡路島を通ずる鳴門海峡の鉄橋あるいはまた隧道の設置の問題とあわせて、尾道—今治間の島嶼の飛び石伝いの道路計画、今治から愛媛県の海岸線を通りまして、九州の佐賀関に通ずるところの、一番短距離の四国—九州—中国本土の連絡、経済開発の重要な路線であります。これらの問題等も大事な問題であると思つております。いずれにしましても、これらの問題を、今までの日本の政治は、これは保守党、革新党ということとを離れまして、どうも計画性が十分に發揮されていないと思つております。たといこれは自由主義経済のもとに立っている政党といえども、これらの問題につきましては、積極的に長期の計画性に基づく国土の開発こそが、ほんとうに将来に明るみを持つ問題だらうと思つております。

うしてその地方の特殊性を十分に生かして發展させなければいけない。今日、一億に近い人口を持ち、ほんとうに狭い国土の上に、御承知のように、もう交通は交通地獄といわれるような状態にまで追い込まれておる今の日本といたしましては、前もってそういう日本の実態というものを見きわめまして長期的な計画を立て、ほんとうに国の全力をあげてこれを解決つけないといふことにならないと、この問題はとうてい日本の国民に安心を与える状態にならぬと思つてあります。これらも十分に考へて、われわれはこの問題の解決に当たらなければならぬと思つてあります。この点を特に重要視いたしまして、本法案の成立におきまして、ただ単にこの法案の問題のみならず、この法案が、なお今後の機会においても、ますます時代の進運に伴ひまして發展せしめるような改正法等が必要であるならば、どんなにこれら改正法を成立せしめてやるという意気込みのある点を十分にお考え下さい。まして、政府は、この法案を重要視して実施されんことを、特に希望を申し上げまして、本案に全幅的な賛成を表明するものであります。(拍手)

法案を討論に付します。討論の通告があります。これを許します。三綱義三君。

○三綱委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたしまして、ただいま提案され、審議を尽された北陸地方開発促進法案につきまして、賛成の討論をいたさんとするものであります。

北陸地方は、裏日本というあまり芳しくない呼称のもとに、わが国の政治、経済、文化の中心より遠ざかり、太平洋沿岸各地域の目ざましい發展に比しまして、その停滞、不振の事実が、否定できないものがあるのであります。従つて、当地方の各種資源は相当豊富なものがあるにもかかわらず、これが開発利用につきましては、きわめて立ちおかれてゐることは御承知の通りであります。天然資源については、各河川の落差が非常に大きく、水量も豊富であり、包蔵水力七百五十七万キロワットのうち、既開発分は二百四十三万キロワットであり、七十万キロワットを他地方に供給し、未開発分が五百十四万キロワット残されてゐるのであります。また、工業用水につきましても、非常に豊かでありまして、しかも、良質な水量に恵まれ、地方資源についても、特に石灰石は北陸地方におけるところの重化学工業の重要な原料となつておるのであります。

さらに、観光資源につきましても、中部山岳国立公園、白山国立公園、若狭湾国立公園等があつて、歴史的、自然的観光資源に恵まれておるのであります。また、十分その真価を發揮してゐないのであります。一方、北陸地方は、阪神、中京地区と北海道、東

北を最短距離で結ぶ位置にあるにもかかわらず、幹線道路といへども整備は不十分でありまして、鉄道の輸送力もきわめて貧弱、また、長い海岸線を利用しての良港に恵まれておるにもかかわらず、いづれも未整備に終わつておるのであります。対岸貿易の促進が叫ばれておる今日、その拠点としての重要性が一段と増しておるわけであり

さらに、当地方各県は、財政投資力が弱い上に、災害復旧に追われまして、建設事業への投資力がますます弱められており、住民一人当たりの租税負担額においても、全国平均一万四千五百三十八円に對しまして、わずかに九千五百五十一円でありまして、これは税制改革の結果にもよりまして、人口の大都市集中が大きく、農林水産業所得の伸びが立ちおかれて、農業県と工業県との格差が拡大した実例であります。北陸地方の自主財源の乏しさを示しているものであるということもできるものであります。

以上、当地方の後進性とその開発の重要性を述べて参つたのであります。後進地域の開発は国の基本的政策の一つであります。政府当局におかれましても、最近特にこの問題に考慮を払われておるのであります。従来の実績を見るとき、大企業、大都市に重点を置かれ、中小企業、農林漁業等のおくれた産業の強化は二次的にされてきた傾向はいなめないものであります。大局の見地に立ち、後進性よりの脱却のために、最も重点を置かれるべきであるものにつきましては、優先さされた措置を講ぜられることが大切だと考へるのであります。

今や、日本は四つの島に閉じ込められ、九千三百万人の人口を養つていかなければならぬのであります。この繁栄の道は、戦争で失ひし領土に思いをはせて死見のよわいを数えることではなくて、足元を見よ、すなわち、眠れる資源の大開発にあると思つてあります。しかるに、国土総合開発法にいたしまして、各地方の開発促進法にいたしまして、法の裏づけとなる財源的措置が伴っていないのであります。本法におきましては、真に北陸地方の開発を効果あらしめるよう、政府に對し、格段の積極性と強い財源の措置を要望するものであります。

以上、簡単ながら、本法案に対する私の賛成の討論といたします。(拍手)

○辻委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。北陸地方開発促進法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立給員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○辻委員長 この際、足鹿君より発言を求められております。これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 ただいま議決をされました中国地方開発促進法案、北陸地方開発促進法案につきまして、それぞれ附帯決議を付する動議を提出いたします。この動議は、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表するものであります。まず、案文の朗読をいたします。

中国地方開発促進法案に対する
附帯決議
中国地方の開発を促進するため、直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担又は補助率については、地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

北陸地方開発促進法案に対する
附帯決議
北陸地方の開発を促進するため、直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担又は補助率については、地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

提案の趣旨を若干敷衍をいたしておきたいと思しますので、申し上げます。政府は、ただいまの附帯決議の趣旨、また、先ほど議決をされた法案に基づきまして、すみやかに、開発促進計画に基づく事業のうち、重要なものに要する経費にかかわる国の負担または補助の割合を引き上げることによって、今後一そう両地方の開発事業の促進をはかられたのであります。そのためには、まず第一に、東北開発促進法に準じまして、両地方の県のうち、財政再建団体である県につきましても、当該県にかかわる開発促進に基づく重要な事業について、その経費にかかわる国の負担割合を、通常の国の負担割合より二割引き上げることとしていただきたいのであります。次に、財政再建団体ではないが、十

分な財力がなないために、未開発のままになっておる県が相当ありますので、これらの県のうち、内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定する県に對しましては、第一において述べた事業につきまして、政令で定めるところにより、その経費にかかわる国の負担割合を、通常の国の負担割合の二割以内において、政令で定める割合だけ引き上げることとしたすべからうと思つております。

次に、以上の措置をすみやかに講ずることにより、国の負担割合が引き上げられる結果をいたしまして、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合におきましては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるようにいたしたいのであります。

なお、中国地方の場合につきましては、山口県の特例事例があるのでございます。現在、山口県は、九州地方開発促進法の対象の区域内にあるのであります。本法が実施となる場合におきましては、これを中国地区に切りかえるように了承済みであることは、御案内の通りであります。従いまして、九州地方等と異なつた条件ではきわめて不都合が生ずるのであります。この特殊事情も十分政府においてもくみ取られまして、すみやかに附帯決議の趣旨を実施していただきたいのであります。

なお、先ほど質疑の際に要望をかねて申し上げましたが、私どもは、開銀の特別ワクを応急措置としてとりあえず要望いたしておるのであります。各ブロックごとに開発公庫を設置するということは、いろいろ困難な事情も

あるように考えられますので、九州、四国、中国、北陸等を対象とする、たとえば西日本開発公庫のごときものをこの際十分御検討願ひまして、以上の融資等に対する要望に沿われるよう、政府においても御検討の上、実施せられんことを、これは各党の一致した意見であることも付言して申し上げます。附帯決議の趣旨並びに説明にかえる次第であります。

○辻委員長 ただいま安鹿覺君より提出されました動議のごとく、中国地方開発促進法案及び北陸地方開発促進法案に、それぞれ附帯決議を付することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○辻委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○辻委員長 ただいま議決されました両案についての委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○辻委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十四分散会